

健康保険 被扶養者調書について

被扶養者の資格の再確認が 始まります！



平成22年5月下旬から7月末まで協会けんぽの定期的な被扶養者の資格についての再確認が行われます。

被扶養者状況リストの対象となる方

次に掲げる方を除く被扶養者全員が対象となります。

- 本年4月1日以後に被扶養者の認定を受けた方
- 本年4月1日において15歳未満の子

被扶養者状況リストのため、会社で確認する書類

15歳未満の子→不要

屋間部の学生（高校生・大学生・専門学校生等）→学生証のコピーか次の①、②

その他の被扶養者→次のいずれか

- ①平成22年分給与所得の扶養控除等（異動）申告書のコピー
- ②非課税証明書（課税証明書）原本
- ③年金額改定通知書のコピー

※年収が130万円又は180万円未満であることが必要です。

（60歳以上）

当事務所にご依頼される場合は、ご連絡下さい。

※平成22年6月1日現在の情報です。法改正、判例等により変更される場合がございますのでご了承下さい。